

## 地区区長懇談会（西浦地区）<概要>

令和7年6月26日（木）石川プラザ

No.	地区	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
1	大黒光陽台	広報誌の配布について 現在、広報誌を約5万部作成しているが、隣組数（2633件）の2倍（5千部）で作成し、回覧対応することで、経費削減になるのではないか。	広報はびきのは毎月45,000部発行しており、各町会の皆様のご協力により、毎月各家庭へ配布しています。広報誌の回覧についてですが、日中は不在がちなご家庭も少なくないなどの理由もあり、回覧が隣組内で回りきるまでに一定の期間を見込む必要があります。先着順に申込を募る企画などが記載されていることもあります。この場合、回覧の順番によっては、少しのタイミングで間に合わないこともあると考えられるほか、必要な記事を手元に置いておきたい場合なども、コピーをとれる環境が一様に揃っていないと思われることから、住民の方々において不利益を被る可能性があると考えています。将来的にはデジタル化していく流れにあると思いますが、今はデジタル化への過渡期にあると考えているので、デジタルとアナログを合わせたハイブリット対応をしていきたいと考えています。情報の伝達にはいろいろな媒体、手段が考えられます。ご提案いただいた案も含めて、他市での取り組みなども参考にしながら、より迅速で確実、効率的な広報の配布方法を探っていきたいと考えています。	都市魅力戦略課
2	大黒光陽台	新町交差点の渋滞について 近鉄線側の道路の通行の混雑により、新町交差点の渋滞がひどい状況です。近鉄線と並行した南北の道路について、一方通行にすることが最適だと考えるが、ハードルが高い要であれば、警察との協議で時差信号にするのはどうか。	新町の交差点の渋滞は以前からの課題です。道幅が狭いため、20m程度側溝に蓋掛けをして、少しでも渋滞の解消するよう道路の幅を広げる工事も行っています。また、コーンに接する近鉄線路沿いの南北の道路の舗装が傷んでいるので、今年度に舗装工事を予定しています。時差信号については、警察と相談していきたいと思います。	道路公園課
3	西浦町会	西浦町会は約1300世帯あるが、昨年1年間で約60世帯が退会した。今のところ、町会未加入の場合のデメリットが少ないと思う。 西浦町会では広報紙を9ブロック（組）分に配送いただき、そこから班長に配布してもらっているが、毎月の負担が大きいため、班長に当たると嫌がられる。負担軽減のために、他市でも行っている全戸配布が良いと思っている。また、今年は班に直接配送してもらうように要望する予定です。また、各種の配布物の郵送の際に町会加入促進チラシを同封してもらえば、予算もからずに周知できて良いのではないかと考える。	現在、町会加入促進チラシを市民課や各支所にて転入者へ配布しています。また、宅建協会のご協力のもと、不動産会社にも配布しているところです。配布中のチラシでは、町会・自治会の活動（美化・防犯・災害対策・福祉活動、地域の絆づくりなど）を紹介し、町会の重要性や加入促進を目的としています。今後は、より多くの方に町会への加入意欲を持っていただけるよう、他自治体のチラシ内容を参考にしつつ、内容やデザインの工夫を重ね、今後も効果的なチラシ作成に努めてまいります。 町会加入のメリットについては、町会単位で申請を受け付けている羽曳野市自主防災組織活動補助金制度や羽曳野市蜂の巣駆除費助成金があります。	市民協働ふれあい課
4	西浦町会	町会独自にホームページを作成して情報伝達している。当初はプラットホームを作つてほしいと市に要望したが断られた経緯がある。加入数も多いため、町会独自でHPを作成したが、以前に他の町会から問い合わせがあった際には、ホームページには興味を示されていたが費用がかかりることに懸念を示していた。そのため、市でホームページのプラットホームを作る、もしくは、ホームページ作成等のための補助金を作るなどしてほしい。そうすれば負担の軽減に繋がるのかと思う。 また、四天王寺大学の学生さんに説明会をしてもらったこともあるが、市の方で講習を行ってもらつてはどうでしょうか。	ホームページのプラットフォーム等については、意見を頂戴しましたので検討していきたいと思います。双方向から情報をやり取りするか、一方向から情報を伝達するかで仕様が変わるので、そうしたことでも含め検討していきたいと思います。なお、ホームページのプラットホームを作るならば、全町会に対応する必要があるのでそこも含めて検討したいと思います。 高齢者向けスマホ教室も適宜行っています。今後も情報の共有について、より良い方法を検討していきたいと考えています。	行革DX推進課 市民協働ふれあい課
5	広瀬町会	義務教育学校の統廃合について 一度統廃合が決まれば、署名があつても覆せないので、検討段階で地域に話をしてほしい。人数的に西浦地域の学校が対象になると思っている。	教育行政に係わるご質問となりますので、私からのご回答は控えさせていただきたいと思います。後日、教育委員会からご回答させていただきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いします。 なお、「義務教育諸学校の適正規模および適正配置」につきましては、教育委員会により8月27日から9月17日にかけ、市内7カ所の中学校・義務教育学校で市内在住の方を対象に報告会を開催する予定と聞いています。ちなみに峰塚中学校は、9月3日（水）19時からとなります。広報誌等でお知らせします。 よろしければ、そうした機会も含めまして、ご意見を頂けたらと思います。	学校教育課
6	広瀬町会	昨年に羽曳野市で水路清掃をして下さいと依頼しましたが、昨年より何を検討されたかを教えてもらいたい。	いわゆる青線水路は平成17年に大阪府から譲与を受けて、市が財産管理をすることとなっています。 高齢化や担い手の減少など市としても課題として認識しており、昨年度もご意見を頂き庁内でも検討してきましたが、水路の日常管理については、市内全域に係わることであり、水利権を有する水利組合及び地元住民の皆様のご協力により清掃活動等を行つていただいているところですので、ご理解ご協力をお願いします。 なお、汚土や刈り取っていただいた草等については、集積いただければ、市が回収・処分します。地域住民の皆様や水利組合の皆様と役割分担が必要と考えています。 ただし、高齢化に伴い作業が難しくなることを懸念していることも認識しております。このことも全国的な問題となっていますので、高齢化もあるので、府や国と連携して対応していきたいと考えています。	管財用地課
7	広瀬町会	地区区長懇談会の議事概要の周知の仕方について、すべてインターネットで配備されていますが、インターネットを見ない高齢者等にも周知して下さい。	地区区長懇談会でいただいたご意見・ご要望への対応状況などの議事概要は、現在、市ウェブサイトに掲載しています。 ご要望のインターネットの閲覧が困難な方への周知については、市民協働ふれあい課に連絡いただければ、紙ベースで配付させていただきます。 また、町会等でご周知頂ける場合は、印刷し提供いたしますので回覧等でのご周知をお願いします。	市民協働ふれあい課
8	ひまわり東町会	義務教育学校の統廃合について、広瀬町会と同意見で、事前に地域に相談してもらいたい。	統廃合が決まっているわけではないです。現状や今後の生徒数の推移などについて地域の方々に説明し話をする機会として、各地域で説明会を開催する予定です。地域の方々の意向も踏まえ、教育委員会と連携しながら検討していきたいと考えています。	学校教育課
9	東阪田町会	町会を解散した場合、財産区財産はどうなるのですか。	解散した場合は市に譲渡いただくことになります。	管財用地課
10	東阪田町会	広報や回覧板を読まない方が見受けられるので、広報をテレビ放映するのもひとつではないか。	市民の皆様から預かった税金をどのように使うべきかを考え各種事業を行つており、総合的にご提案について検討したいと思います。YouTubeなど様々な媒体を活用して、市民の皆様に情報が届きやすように工夫をしているところではあります。ご意見も踏まえ研究していきたいと思います。	都市魅力戦略課
11	蔵之内町会	停留所までの距離があり、高齢者には負担が大きいので、循環バスの停留場を新設して欲しい。	羽曳野市の循環福祉バスは大阪府内でもトップクラスの便数と停留所を有しており、市長就任後も停留所利用者の利便性及び搭乗者数を考慮し、停留所の新設、移設を行っています。更なる利便性の向上を図るため、頂いたご意見も踏まえ検討していきたいと思います。	管財用地課
12	蔵之内町会	自主防災の災害備蓄品の補助金の増額をお願いしたい。	災害備蓄品の補助金については、市民の皆様の防災意識の向上と、地域コミュニティの向上を図ることにもつながる事業であるので、しっかりと検討し、来年度予算に反映していきたいと考えて居ます。今後も自助・公助・共助で協力できる体制を整えたいと思います。	危機管理課

## 地区区長懇談会（西浦地区）<概要>

令和7年6月26日（木）石川プラザ

No.	地区	質問・意見等	対応（市長回答）	担当課
13	水守町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 高齢者に補聴器購入費用の一部助成について制度を教えてください。	<p>高齢者補聴器購入費助成事業を令和7年8月1日から開始しました。広報7月号及び市HPに掲載しており、上限額は25,000円で市役所の地域包括支援課で受付をしています。（※必ず購入前に申請してください。すでに購入されたものは助成の対象外となります。）対象者は、以下のすべてに当てはまる方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・羽曳野市民、65歳以上</li> <li>・市民税非課税世帯または生活保護世帯に属する人</li> <li>・補聴器相談医から補聴器が必要であると判断された人</li> <li>・身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない人</li> <li>・今までに、この事業による助成を受けていない人</li> </ul>	地域包括支援課
14	水守町会	〔懇談会後の質問・意見等〕 帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成について制度を教えてください。	<p>帯状疱疹ワクチンは、令和7年度より定期接種となりました。対象者は、今年度に65歳になる方のみとなりますが、経過措置が設けられており、今年度に70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上になる方も対象となります。この経過措置は5年間設けられており、生年月日により対象となる年度は異なりますが、既に66歳以上になっている方全員が、令和11年度までに1度は対象となるようになっております。</p> <p>なお、今年度の対象者へは4月上旬に案内はがきを送付しております。帯状疱疹ワクチンは種類が2種類あり、接種回数・自己負担額・10年後の発症予防効果が異なります。帯状疱疹ワクチンの定期接種の内容については、広報はびきの4月号及び7月号に掲載のほか市ウェブサイトにも掲載しております。</p>	健康増進課